誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

香川県広域水道企業団企業長　　 殿

主たる営業所の

住所又は所在地

商号又は名称

ふ　り　が　な

氏　　　　　　 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

当社（個人の場合は私、団体の場合は当団体）は、香川県広域水道企業団が発注する建設工事入札参加資格審査申請にあたり、現在及び将来において、次に該当しないことを誓約いたします。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

記

１　代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）である。

２　代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用している。

３　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与している。

４　代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。

５　契約等の相手方が１から４までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用している。

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に掲げる者である。